第六第三項に次の一号を加える。

八　特定天井について、次に定めるところによること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準（この場合において、同告示第三第一項第九号の表中のkは、天井を設ける階にかかわらず、〇・五以上とすることができる。）に適合するもの又は令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものにあっては、この限りでない。

イ　天井面構成部材（天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。以下同じ。）の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

ロ　天井材の一部に有害な応力集中が生ずるおそれのないことを確かめること。

ハ　天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に水平震度〇・五以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力（計算しようとする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあっては、当該水平方向の地震力に加えて、天井面構成部材及び天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものの総重量に数値が一以上の鉛直震度を乗じて得られた鉛直方向の地震力）により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力（繰り返し載荷試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力（天井材の損傷又は接合部分の滑り若しくは外れが生ずる力に対する耐力をいう。）に三分の二以下の数値を乗じた値をいう。）を超えないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて地震力により天井に生ずる力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ニ　天井面構成部材と壁、柱その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（構造耐力上主要な部分以外の部分であって、天井面構成部材に地震その他の震動及び衝撃により生ずる力を負担させるものを除く。以下「壁等」という。）との隙間（当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない部分を設ける場合にあっては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。）が、六センチメートルに吊り長さが三メートルを超える部分の長さに二百分の一・五を乗じた値を加えた数値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との隙間を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

ホ　イからニまでの構造計算を行うに当たり、風圧並びに地震以外の震動及び衝撃を適切に考慮すること。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇国土交通省告示第七百七十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号ロの規定に基づき、プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和五十八年建設省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第三中「及び」を削る。

第九中「プレキャストプレストレスコンクリート」を「プレキャストプレストレストコンクリート」に改める。

第十二中「平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項第一号本文」を「昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二第一号本文」に改める。

第十八第六号を次のように改める。

六　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号の地震力を考慮して、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第一号に定める構造計算により風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

ロ　特定天井が、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によって荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇国土交通省告示第七百七十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件（平成十七年国土交通省告示第六百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第八を次のように改める。

第八　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次の各号に定めるところによる。

一　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の地震力を考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第一号に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同告示第十一第一号ロ中「令第八十二条の五第三号の規定」とあるのは「第四第四号の規定」と、同号ロ(1)及び(2)中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時に」と、同号ロ(3)中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して、」とあるのは「第四第四号の規定によって」と読み替えるものとする。

二　特定天井が、平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一第二号の規定に基づく構造計算によって荷重及び外力に対し構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において、同号ロ中「令第八十二条の五第三号の地震力を考慮して」とあるのは「第四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時に」と読み替えるものとする。ただし、平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

第九中「令第八十二条の六第八号」を「令第八十二条の五第八号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

〇国土交通省告示第七百七十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の二第一号ハ、第二号ロ及び第三号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

題名中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

制定文中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加える。

第一中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第一号ハ中「並びに令第百二十九条の八第一項」を「、令第百二十九条の八第一項並びに令第百二十九条の十二第一項第六号」に改め、同第二号を次のように改める。